令和８年８月２４日

第８回加須市農業委員会総会議事録

（公開用）

加須市農業委員会

第８回　加須市農業委員会総会議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第４号　令和８年（８月分）農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第５号　加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書について
報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書について
報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について
報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について

招集年月日	令和８年８月２４日	招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール
開会の日時	午後２時００分	閉会の日時	午後４時１５分
会長	町田　彰	職務代理	夢川　博朗

議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠
1	荻原　儀文	○		9	佐久間　通友	○	
2	梓澤　富士夫	○		１０	木村　欽一	○	
3	夢川　博朗	○		１１	内田　美行	○	
4	瀬下　京子	○		１２	金子　廣司	○	
5	岡戸　成夫	○		１３	町田　彰	○	
6	金子　勇一	○		１４	松本　昇	○	
7	新井　健夫	○		１５	荒井　雅明	○	
8	芝﨑　克行	○					

加須市経済部農業振興課	加須市農業委員会事務局
主幹　野崎浩次	次長　前田辰男
主事　梓澤　寿	主幹　渡辺昌也
主事補　星﨑　快	主査　田島貴史
加須市記騎西合支所農政建設課	主任　福地英昌
主任　吉田和生	
加須市北川辺総合支所農政建設課	
主査　橋本和彦	

開会　午後　２時００分

○事務局（前田辰男君）　「あいさつ　さわやか　かぞのまち」、皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、令和８年第８回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、本日、野本局長におかれましては、議会対応等のため欠席となりますので、代わって私のほうで進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎開会の宣告

○事務局（前田辰男君）　それでは、夢川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君）　皆さん、こんにちは。職務代理の夢川です。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中出席いただきまして、誠にありがとうございます。

８月も終わりになり、全国各地での稲刈りのニュースとともに概算金の大幅な引下げ、それから商人系の買い控え等のニュースがありますけれども、加須市でも、来月に入ると本格的にこれから稲刈りが始まってまいります。これから９月、１０月にかけて、加須市も稲刈りが各地域で始まります。まだまだ暑い日は続きます。皆さん、気をつけて作業のほうをしていただきたいと思います。

それでは、令和８年第８回加須市農業委員会総会を開催いたします。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎会長挨拶

○事務局（前田辰男君）　ありがとうございました。

続きまして、町田会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　皆さん、こんにちは。

今、夢川職務代理からもありましたように、加須市でも稲刈りが始まってきつつあるかなと思います。

先日の台風でコシヒカリが少し寝ているようなところも見受けられますけれども、まだま

だ暑い日が続きますので、皆さん、お体に気をつけながら、稲刈りのほうを進めていただければいいのかなと思っております。

今日はまた通常の議案にプラスして除外案件等もありますので、盛りだくさんにはなりますけれども、皆さん、慎重審議をよろしくお願いいたします。

○事務局（前田辰男君）　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◎出席委員数の報告

○事務局（前田辰男君）　本日の総会でございますが、現在、委員総数１５名のうち過半数を超える１５名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、町田会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◎議事録署名委員の指名

○会長（町田　彰君）　それでは、またよろしくお願いします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

１１番、内　田　美　行　委員及び

１４番、松　本　　昇　委員

の両委員を指名いたします。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　日程第２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」の５件を議題といたします。

初めに、１番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

〇会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

〇９番（佐久間通友君）　９番、佐久間です。

８月１７日、地区担当委員の小山さんと現地確認に行ってまいりました。

譲受人の　　さんよりお話をお伺いしました。申請地は現在田んぼで、お米を栽培している状態でした。　　さんの知人より、譲渡人の　　さんを紹介していただき、農業経営拡大を目的として購入を決めたとのことです。今後は引き続き稲作をしていくとのことです。

このようなことから、本申請の内容は農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

〇会長（町田　彰君）　特にご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

〇会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、２番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接の家を耕作しており効率的に耕作できるため、譲渡人は対象地を相続したが、遠方に居住しており耕作することができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

８月１９日、午後５時頃、代理人の　　さんと現地確認、それと推進委員の田村さんと３人で現地確認を行いました。

ここの土地は前に墓地だった土地らしくて、その墓地を整理してきれいにして元の農地に戻したということで、　　さんという方がこの近隣の、周りの田んぼを全て作られているということなので、この方が作るのは一番いいんじゃないかということでございます。

このようなことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

２番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、３番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図３ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は今でも管理しており引き続き管理していきたいため、譲渡人は管理していくことが難しくなったための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○５番（岡戸成夫君）　５番、岡戸です。

８月１９日、１６時に、私、推進委員の飯塚さん、細井さんで現地確認を行ってまいりました。その際、譲受人である　　さんにも同席いただきました。

譲渡人は、ご主人を亡くし、現在は１人でお住まいです。高齢でもあり、農地の管理は不可能と考え、引き受け手を探しておいででした。譲受人は、もともと当該農地を借りて耕作しており、現在も当該農地には稲が青々と茂っております。

譲受人は、１０町以上の農地を耕作している大農家です。今回、当該農地を取得することで農地も長く安定することと考えます。本申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

３番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、４番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図４ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接農地を耕作しており効率的に耕作できるため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

〇会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

〇５番（岡戸成夫君）　５番、岡戸です。

８月１８日、１４時に、私、小関さんの２人で現地確認を行ってまいりました。譲受人代理人の　　さんにも参加いただきました。

現地は長年耕作をされた形跡は見られませんが、草刈りをされた形跡が見られます。聞けば、譲受人は買い受ける前の今でも、年に数回モアを借りて除草をしているということです。譲渡人は今年中には家も全畑も売り、この地を離れるということです。そのため譲受人が今回当地を買い受けることにしたということです。

譲受人は、近くトラクターを譲り受け、イモ作りから始めるという計画だということです。

耕作放棄地になることを防ぎ、地域の景観の保持という観点からも、本申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

〇会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

４番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

〇会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、５番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図５ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は相続した土地であり隣接地に住んでいないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

〇会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○２番（梓澤富士夫君）　２番、梓澤です。

１７日の午後４時に、代理人の土地家屋調査士の　　さんと２人で現地確認をいたしました。

現地はきれいに耕うんされており、売買が成立して、もうすぐに耕作をするといった状態で、もうきれいな状態でありました。

本件は許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

５番の鴻茎地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の２件を議題といたします。

１番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図６ページ及び平面図の４－１をご覧ください。

本案件は、公衆用道路として農地転用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、公衆用道路として寄附採納を受けることを大利根総合支所農政建設課が内諾しており、寄附の条件として農地転用が必要なことから申請されたものであり、やむを得ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地担当の１３番、私、町田でございますので、私から補足説明いたします。

さんは　　のほうに住んでおられまして、　　をされておられ、大変お忙しい方で、２０日の夕方、私、現地確認をさせていただいたんですけれども、本人とは電話でお話しすることができず、事務の方にお願いをして状況を確認をいただいて、本日、お昼過ぎにもう一度、再度電話をさせていただき確認をさせていただきました。

相続で得た土地で、非常に狭い面積でもあり、現地を見る限りは道路の一部、農地とはちょっと考えられないような状況でありますけれども、相続で得た土地ということで、公衆用道路として寄附するということで、特に問題ないものと考えてまいりました。許可相当というふうに判断してまいりました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　特にご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１番の元和地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、２番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図７ページ及び配置図の４－２をご覧ください。

本案件は、自己用住宅及び車庫進入路として農地転用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、罹災した住宅の建て替えに際し、農地である住宅及び車庫部分の進入路箇所を申請するものであり、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○６番（金子勇一君）　６番、金子です。

８月１９日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の　　さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、耕作されていませんがきれいに管理されている農地でした。

さんによりますと、被災した住宅の建て替えに伴う進入路が必要となり、申請したとのことでした。この進入路は大型農機具の出入りにも使うことから、２メートルの進入路では狭いことから、それが２本必要となり、今回のような申請になったということです。当該農地の西側が農地として残りますけれども、そちらのほうに日当たり等の支障はないようでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

２番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第３号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１８件を議題といたします。

初めに、１番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図８ページ及び土地利用計画図の５－１をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（１１区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１１番（内田美行君）　１１番、内田です。

８月１８日、１０時に、推進委員の久保さん、野本さん、それから　　の代理人、　　さんの４名で現地の調査及び聞き取りを実施いたしました。なお、土地の所有者の方は都合がつかず不参加でした。

　　さんの説明によりますと、該当する田んぼは一部ハウス栽培を行っていたようですが、大部分が遊休の農地で長年管理されていないようでした。雑草も伸び放題とのことでございました。現在はその農地については原状復帰され、平らに整地されております。

また、該当する土地の周辺は住宅地となっており、土地所有者の皆様がご近所に迷惑がかからないようにと考え、住宅用の土地として提供することとしたそうです。平屋造りの１１棟は周辺の住宅とマッチして、人気の物件となると思いました。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

新井さん。

○７番（新井健夫君）　７番、新井です。

こちらの位置図を見ますと、　　と　　と　　、宅地のような跡が見受けられるんですが、今ご説明あったハウスか何かが建てられていたところなんでしょうか。

○１１番（内田美行君）　そちらについては、荒れ地の状態ですね。何か大きいブロックが置かれていまして、ちょっとそこはもう手がつけられないというふうな、　　のほうは判断しておりました。

○７番（新井健夫君）　了解しました。

○事務局（渡辺昌也君）　事務局からも補足します。

繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、事務局のほうも現地調査をしていまして、今、現地のはきれいに更地の状態で、ハウス等はない状態に整地されておりますことを確認しております。

○会長（町田　彰君）　ほかにご質疑、ご意見等はございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ほかにご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、２番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図９ページ及び配置図５－２をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、蓄電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、電気が不足するタイミングで電気を送り出し、エネルギー供給をコントロールすることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○１１番（内田美行君）　１１番、内田です。

８月１８日、推進委員の久保さん、野本さん、それから　　代理人の　　さんの４名で現地を調査いたしました。代理人の　　さんは　　ということでございました。

　　さんの説明では、蓄電設備を設置するに当たり東京電力との協議を重ね、諸条件が整った土地、それから工事施工が容易であるとの判断で計画をしたとのことでございました。

蓄電所の条件としては、必要不可欠は東京電力の電線が近くにあることとのことでございました。蓄電した電力の売り買いは、東京電力との間で実施されるとの説明でございました。

なお、この蓄電施設は加須市では最初のケースということで、敷地内に６つの蓄電池を設置し、防音壁、フェンスを二重に設置し、安全に運営してまいりたいとのことでございました。

本件につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

松本委員。

○１４番（松本　昇君）　１４番、松本です。

参考のために質問しました。今回、先ほど加須市で蓄電池は初めてというふうに聞いたんですけれども、これは例えば太陽光発電のしたものを蓄電するのか、普通の電気を発電するのか、どういうものか、初めてだったので質問しました。

以上です。

○１１番（内田美行君）　これは東京電力との間だけでビジネスをするというモデルでございます。ですから、太陽光からの蓄電をするとか、そういうケースではない、珍しいケースだと思います。

これは、東京電力の安い時間帯の余剰電力を蓄電して、高い時間帯など必要なときの電力として売電するんだと、そういうふうに担当者からは聞いております。ですから、通常の何か太陽光を蓄電してというケースではない。

○会長（町田　彰君）　ほかにご質疑、ご意見等ございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ほかにご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

２番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、３番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１０ページ、土地利用計画図、給水・排水施設計画図５－３をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするため申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○９番（佐久間通友君）　９番、佐久間です。

８月１７日、地区担当委員の小山さんと現地確認に行ってまいりました。譲渡人のさんと　　さんよりお話を伺ってきました。

　　さん、　　さんというのは親子関係とのことです。

申請地は、現在盛土がしてある状態でした。１５年ぐらい前までは両家ともここを畑として利用していたとのことですが、その後は空き地となっていたそうです。譲受人の希望の面積が片方だけでは足りなかったために、　　さんと　　さんの両家が協議の上で売買を決めたとのことです。

以上のことから、本申請の内容は農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

３番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、４番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１１ページ及び土地利用計画平面図、給排水計画平面図の５－４をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（８棟）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○９番（佐久間通友君）　９番、佐久間です。

８月１７日、同じく地区担当委員の小山さんと現地確認に行ってまいりました。４と５の両申請地に共通している　　さんからお話を伺ってまいりました。

申請地４のほうは、現在草が生い茂っているような状態で、その奥にある譲渡人の　　さん、　　さんのご実家は現在解体中でした。この　　さんのごきょうだいは、現在引っ越して水深には住んでいないとのことです。その　　さんが申請地の売買を決めたために、続き地である　　さんの土地も売買をすることになったとのことです。

以上のことを鑑みて、本申請の内容は農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はほかにないようですので採決いたします。

４番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、５番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１１ページ及び土地利用計画図５－５をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（２区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して、市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○９番（佐久間通友君）　それでは、現地調査の件についてお話ししたいと思います。

８月１７日に、地区担当委員の小山さんと現地調査に行ってまいりました。

現地は、除草剤が散布してある状態でした。譲渡人の　　さんの親御さんが以前田んぼとして使用していたのですが、その後、長年空き地となっていたそうです。　　さんがその土地の売買を決めたために、こちらも同じく、続き地となっている　　さんも売買を決めたとのことでした。

以上のことを鑑みて、本申請の内容は農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

松本委員。

○１４番（松本　昇君）　１４番、松本です。

参考なんですけれども、この位置図をつくるのは事務局さんがつくっているんですか。業者さん、申請業者がつくるんじゃなくて。１１ページのような白い図面と、例えば２ページ、３ページみたく航空写真を使った場合と２つありますね。これはどういうような考えで２つの種類が入っているのかなということで、変な質問してすみませんけれども、一応参考のために聞きました。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君）　事務局です。

位置図は、事務局がつくっておる状況です。

航空写真と住宅地図の使い分けなんですが、３条の位置図については、周辺の農地の状況が分かりやすいために航空写真を使うケースが多く、４条、５条に関しては転用の話になるので、周りの住宅の状況や位置が分かりやすいために住宅地図を使わせてもらっている状況です。

以上です。

○１４番（松本　昇君）　１４番、松本です。

そういうことで、２種類の図面があるということで。

○事務局（渡辺昌也君）　そうです、はい。

○１４番（松本　昇君）　普通に見たら、シンプルにこういう図面のほうが見やすいように見えたので、参考のために聞きました。すみません。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございます。

ほかにご質疑、ご意見等ございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ほかにご質疑、ご意見がないようですので採決いたします。

５番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、６番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１２ページ及び５－６の平面図、断面図をご覧ください。

本案件は、農地改良工事をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、２か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○５番（岡戸成夫君）　５番、岡戸です。

８月２１日、１０時に、私、推進委員の細井さん、小関さんで現地調査に行ってまいりました。代理人の株式会社　　の　　さん及び　　さん及び地主の一人であるさんも一緒にお話を伺いました。

本件は、水田として利用してきた田畑を麦作に転換するべく、２か月間の工事をする使用貸借権を譲受人が得る案件です。

現状は、１枚の田んぼは稲作をしており、ほかの２枚は既に麦を栽培しております。しかし、もともと水田であるため水はけが悪く、今回盛土をする工事をするということです。重機用に鉄板を田んぼの中と、一部道路上に置き、運んできた土は下に入れて天地返しをする

ということです。

工事完了は、この秋の麦の播種に間に合わせるということです。

農地改良の案件であり、周辺環境への影響も少なく、本件は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

６番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、７番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１３ページ、土地利用計画図５－７をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（３０年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

８月２０日、午後３時、私と推進委員の儘田さん、それと代理人の　　さんと３人で現地確認をいたしました。

これは区画整理で、農地がここに、宅地の周りにのせられてしまって、周りは垣根にはなっている農地という、ちょっと変わった形状のところなんですけれども、そういった中で家を建てるということで、面積的にもそんなに大きくないんですが、宅地の部分と農地の部分とを併せて建てるようなことで、許可をいただきたいというようなことでございました。

このようなことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

７番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、８番の田ケ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１４ページ及び土地利用計画図、薄い・給排水計画図、造成計画平面図５－８をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするため申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（新井健夫君）　７番、新井です。

８月１９日、午後２時、推進委員の清水さんと現地調査並びに聞き取りを行いました。立会いについては、代理人、　　さんに対応していただいております。

申請地ですが、代理人の方のお話ですと、既にもう３回来ていらっしゃるようで、今回４回目になるということで、両脇に２軒、道を挟んだ反対側に１軒、新築の家がございました。全てこちらの業者さんの関係ということでございます。４回目ということでしたけれども、快く応じていただきました。

申請地は管理状態がちょっと悪くて、２メートル以上の草が生い茂っておりましたけれども、周りの家などからの苦情などは出ていないのはお聞きしましたけれども、実際、草の管

理はまだ元の地主さんのほうの権限でやっていただかなければならないということでしたので、今回の　　さんのほうには、何も草に関しての報告は出ていなかったということになります。

許可についてですけれども、今までの３軒同様、問題なしと思います。立地条件上、何ら問題なく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

８番の田ケ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、９番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１５ページ、土地利用計画図５－９をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、特別養護老人ホームとするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、少子高齢化の対策として高齢者福祉事業への参画を計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○１２番（金子廣司君）　１２番、金子でございます。

８月１８日、推進委員の宮野さんと、現地調査と聞き取りをしてまいりました。譲受人の代理人、資料では「　　」というふうに書いてありますが、読み方が「　　」です。さんと面接、聞き取りをしてまいりました。

現地は畑でございますが、草が刈ってあってきれいになっております。また住宅、宅地がほとんどでございますが、西側と南東のほうですね、若干畑が残っています。周辺農地には

影響ないものと思われます。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見等はないようですので採決いたします。

９番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１０番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１６ページ及び土地利用計画図、造成・給水・排水計画平面図の５－１０をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（３区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○８番（芝﨑克行君）　８番、芝﨑です。

８月１７日、午後１時から、推進委員の金子さんと現地調査を行い、譲受人の代理人であります　　氏に現地対応していただき聞き取りを行いました。

この申請につきましては、予定地は昨年度に北側の一部の転用許可を取り、現在２棟が建築され、入居が始まっております。今回の申請は、　　が残りの土地に新たに住宅を３区画、３棟を建築するというものであります。また、予定地の周りは既に住宅に囲まれているところであります。

問題はないと思われます。本件申請は農地法の使用基準を満たしているものと思われます

ので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１０番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１１番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１７ページ及び土地利用計画図の５－１１をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、近くに開院した　　の来客数が想定以上に多いことから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（芝﨑克行君）　８番、芝﨑です。

８月１９日、午前１１時から推進員の金子さんと現地調査を行いまして、譲受人の代理人であります　　氏に現地対応していただき聞き取りを行いました。

現在開業しております　　が、現在の駐車場では来客数が多くて間に合わないので、駐車場を確保したいというものでございますが、　　の患者さんは多くの高齢者の方がかかられておりました。

今回の申請地でございますが、東西の縦幅が１０５メートルで、横は南北に長く、駅に向かう道路に面しており、周りは住宅に囲まれているところから、駐車場で活用するのは合っているかなと思われるようなところでございます。現在、現地は若干の雑草が生えておりますが、おおむね適切に管理されております。

本件申請は農地法の使用基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１１番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１２番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１８ページ及び配置計画図の５－１２をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（２０年）により土地を借り受け駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、隣接地で運営する　　の利用者が増加し、駐車スペース不足及び安全性の確保のため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（芝﨑克行君）　８番、芝﨑です。

８月１９日、午前１０時半から推進員の金子さんと現地調査を行いまして、譲受人の代理人であります　　氏に現地対応していただき聞き取りを行いました。

申請地のそばには　　という記載がありまして、駐車場が東側に設置されております。その駐車場は、今、出入口は現在電柱が立っておりまして、非常に狭く、利用しにくいものと感じられます。

申請地は若干の雑草が伸びておりますが、県道久喜騎西線と駐車場に挟まれておりまして、三角地で面積も狭いことから、ほかには利用が難しいものと思います。また、北側に道幅の狭い市道３２９３号線がありますが、今回払下げ予定されているとのことでございます。

このようなことから、駐車場の拡張及び出入口の活用として申請なされてものでございますが、やむを得ないものと思われます。本件申請は農地法の使用基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１２番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

審議も１時間を過ぎましたので、ここでちょっと休憩を取りたいと思います。

前の時計で３時１５分から再開いたします。よろしくお願いします。

休憩　午後　３時０５分

再開　午後　３時１５分

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○会長（町田　彰君）　定刻となりましたが、始まる前に、５条、第３号議案の４番と５番の案件で、同じじゃないかということで説明いただいたと思うのですけれども、なぜ同じじゃなくしたのかということを念のためといいますか、研究のためにも、事務局のほうから説明をしてもらおうと思いますのでよろしくお願いします。

じゃ、事務局のほうでお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　５条の４番と５番、こちらをそれぞれ同一案件としなかった理由ですけれども、今回、まず譲受人が別ということで、５条の４番は　　、５条の５番はということで、まずそこが違っているということもありまして、まず別案件としました。

譲渡人も、お一人は　　さんが重複しているんですが、ほかの持っている共有という、

ほかの渡し人の方もかぶっていませんので、あえてここは別案件として審議していただいたという状況でございます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございます。

あと、説明を同じにするときには何番と何番が関連があるので、事務局で併せて、同一で説明をいただきますというような形で、私のほうでまず話をさせていただいて、その後に事務局のほうが説明をするというような段取りを取っています。

一応、念のためと思いましてご説明をいただきました。

それでは、再開をさせていただきます。

１３番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１９ページ及び５－１１の平面図及び断面図をご覧ください。

本案件は、農地改良工事をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、４か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地担当、１３番、私、町田ですので、私からご報告いたします。

８月２０日、９時から、担当推進委員であります落合さんと共に現地調査をしてまいりました。あと、代理人である　　さんに同席いただき、現地調査をしてまいりました。

現地は実生の木なのか、樹木がちょっと生い茂っているような状況を解消された状態できれいになっておりました。農地改良後は、一面芝を作付するということで聞いております。　さんの関連会社のほうで芝を作付するという話でした。

現地調査一通り終った後、すぐ北側にあるお宅が地主さんのお宅で、地主さんのほうに後から出てきていただいて、樹木等伐採してきれいになったんですけれども、どうも日当たりが良すぎてちょっと大変だというような話は、地主さんがされておられましたけれども、そ

れだけ結構長い間、作付できない状況だったのかなというふうに思います。今回、農地改良されて芝を作るということで、農地が適正に利用されていくということで、本当によかったのではないかというふうに思っております。

先ほど事務局からも説明がありましたが、農地改良のための４か月間の一時転用ということで、許可相当というふうに判断してまいりました。

本件について、何かご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

松本さん。

○１４番（松本　昇君）　１４番、松本です。

これは一応参考にお伺いしたいのですけれども、現在の水田の上に盛土をして農地改良するのか、それか多少は下のほうまで掘って、いい泥を取って、それからその上に埋めるのか、どういう工事になるか、一応参考のためにお伺いします。

○事務局（渡辺昌也君）　事務局です。

工事計画書の中で工法が記載されておりまして、「客土し」という形なんですが、客土しというのは天地返しの施工になりますので、搬入土を下に入れて、下のいい泥を上に持ってくるという施工になっております。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ほかにご質疑、ご意見等ございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見等はないようですので採決いたします。

１３番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１４番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２０ページ及び５－１４の平面図及び断面図をご覧ください。

本案件は、農地改良工事をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、４か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思わ

れます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○６番（金子勇一君）　６番、金子です。

８月１９日、地区担当委員の坂田さんと共に、譲受人代理の　　さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地はダイズが栽培されているきれいな農地で、　　さんによりますと、地主さんは、水はけが悪く耕作しにくい。それで農地改良し、麦を作付したいとのことでした。

工事に当たっては、隣接する水路等、農地に支障のないように境界からセットバックし、周りに素掘りの排水路を施工するとのことでした。また工事に当たり、隣接する地主さんには工事概要を説明し、了解は得ているとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

木村さん。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

これは道路から現況がマイナス１０センチで、盛土が４０センチの盛土、計画だとプラス３０というふうになっているんですけれども、道路から、これは何センチまで盛り上げていいものなんですか。

○事務局（渡辺昌也君）　事務局です。

基準では、道路から３０センチまでという基準になっております。

○１０番（木村欽一君）　これは現況道路からだと４０センチになっちゃうんですけれども、いいんですか、これで。

○事務局（渡辺昌也君）　事務局です。

先ほど道路から３０センチというお話をさせてもらったんですけれども、こちらは、確かに断面図のほうで現況道路マイナス１０となっているんですけれども、道路もやはりフラットじゃなくて勾配がついているものなので、その基準を取っている道路から３０センチということで、若干、現況マイナス１０という、場所によってはちょっと道路の勾配によって、

この断面で見てしまうとちょっと３０センチを超えてしまうところもあるんですけれども、基本的には隣接する道路の３０センチという基準がございますので、そういうご説明をさせていただきました。

以上です。

○１０番（木村欽一君）　これは各地点、ＡとＡ’、各断面全部見るんですけれども、全てが現況よりマイナス１０になっているんですよ。

○１４番（松本　昇君）　１４番、松本です。

基準点のある道路が、例えば、私の考えでは、１４番のほうの基準点、その道路が基準点になっていまして、右端のほうの道路は、だから１０センチぐらい低いから、基準点のある道路に合わせてプラス３０にするということで、そういう考えじゃないんですかね。だから、右端の道路から１０センチ低いから、だから３０プラス１０センチで、そうすると基準点の道路と一緒になる、プラス３０になる、そういうような見方かなと思いますけれども。ＡとＡ’、Ｃ、Ｃ’のところを見ると、そうかなというふうに私は感じました。だから、これでいいかなというふうに思いました。

以上です。

○会長（町田　彰君）　一度確認をさせていただいて、ご回答するようにします。

１４番の案件は一時保留にして１５番の案件を先に審議をしたいと思いますが、こちらも、１４番と同様の図面があるため、一度確認をさせていただいて、ご回答するようにします。

よって、１５番の案件も一時保留にして、１６番の案件を先に審議したいと思います。

よろしくお願いします。

それでは、１６番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２１ページ、土地利用計画図５－１６をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするため申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○６番（金子勇一君）　６番、金子です。

８月１９日、担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理人の　　から聞き取り調査、現地調査をいたしました。

現地は、２０２３年８月の５条案件で残った農地で、きれいに管理させておりました。さんによりますと、譲渡人は高齢で、農地の維持管理が大変で処分を考えていたところ、今回の申し出があり、お願いしたとのことでした。東側、南側が農地に接しておりますが、コンクリートブロックで区分され、日当たり等、転用による支障はないようでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１６番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１７番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２２ページ、既存敷地の利用状況図５－１７をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（５年）により土地を借り受け、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、倉庫を新築したため、会社保有車駐車場及び従業員駐車場が不足したため申請するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○６番（金子勇一君）　６番、金子です。

８月１９日に、地区担当委員の坂田さんと共に、譲受人代理の　　から聞き取り調査、現地調査をいたしました。

現地は除草され、きれいに管理されている農地でした。

　　さんによりますと、譲受人は事業を拡大したため、事業用車両、従業員車両の駐車場が必要となり探していたとのことでした。譲渡人はそれぞれ遠方居住のため、あるいは高齢のため管理しにくいため手放すことにしたとのことでした。手放しというか、転用することに決めたとのことでした。

該当地の北側が農地に接しておりますが、この転用による日当たり等の支障はないようでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決をいたします。

１７番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１８番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２３ページ、施設の配置図５－１８をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（３０年）により土地を借り受け、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、営業拡大に伴い、トラックの駐車場が不足しているため申請するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果について補足説明をお願いいたします。

○６番（金子勇一君）　６番、金子です。

８月１９日に、地区担当委員の坂田さんと共に、譲受人代理の　　さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は水稲が作付されているのと、耕作されていないがきれいに管理されている農地でした。

　　さんによりますと、譲受人は、事業の拡大に伴い駐車場用地が必要になるため探していたとのことでした。譲渡人はそれぞれ高齢で、耕作が困難になってきたことからやめたいというふうに考えていたとのことです。それと、耕作していた親が亡くなり管理が困難になっていたとのことでした。

該当農地の西側が農地に接しておりますが、この転用による日当たり等の支障はないようでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１８番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

それでは、先ほど保留にさせていただきました１４番の豊野地区の案件、１５番の豊野地区の案件について再開をさせていただきます。

まず、１４番の豊野地区の案件について、事務局より確認結果の説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

資料等を確認した結果でございますが、基準はあくまでも道路となります。

１４番に関しては、北側に東西の太い道路があるんですが、そこを基準点として、そこから高さ３０センチまでというところの計画となっております。

もう一つの案件でございますが、１５番につきましても、道路が南側と東側、北側あるん

ですが、一番広い南側道路に基準点を設けて、そこから３０センチという高さで計画しているものでございます。

以上でございます。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から補足説明をお願いします。

○　６番（金子勇一君）　６番金子です。

５の１４、１５の、それぞれ１枚目に平面図があると思うんですけれども、平面図の２０ページ、県道阿佐間幸手線というのが通っているんですけれども、この道路が基準になっています。今言われた道路というのは、例えば１４ですと、この点、東側ですから右側のほうで、下に下りてくる道路が、これが俗に農道と言われる部分です。県道は農道よりも高くなっています。

１５番も同じなんですけれども、　　そちらのほうの右側に農道がございます。この農道が県道よりかなり下がっております。ですので、その下がっている分が１０センチ、３０センチになる部分ということになっております。

基準点はあくまで県道が基準になっているということです。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございます。

５の１４、５の１５の１枚目の平面図で、今言われた内容のとおり、二重丸で基準点の場所が示されており、それに基づいて断面図があります。１４の断面、Ｃ－Ｃ´計画図を見ていただくと、基準点から耕作土３０センチプラスで上がっています。

１５の断面も、Ｂ－Ｂ´計画図を見ていただくと、基準点から耕作土３０センチプラスで上がっています。

（「了解です」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）本件について、ご質問、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

１４番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１５番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２０ページ及び５－１５の平面図及び断面図をご覧ください。

本案件は、農地改良工事をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、４か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明を再度お願いします。

○６番（金子勇一君）　６番、金子です。

８月１９日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の　　さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地はダイズが栽培されているきれいな農地でした。

　　さんによりますと、地主は、水はけが悪く耕作しにくいので農地改良し、麦を作付したいとのことでした。

工事に当たっては、隣接する農地に支障のないように境界からセットバックと、周りに素掘り排水溝を施工するとのことでした。また、隣接する地主さんには工事概要を説明し、了承を得ているとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見等はないようですので採決いたします。

１５番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

◇

◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　それでは、次に、議案第４号「令和８年（８月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の議事参与の制限に委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（　　委員　退室）

○会長（町田　彰君）　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

議案第４号「令和８年（８月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、意見を求められております。

こちらにつきましては、資料のとおりでございまして、件数は非常に多いのですが、こちらを見ていただいて、特に問題がないかということでご意見をいただければと思います。

以上でございます。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　よろしいですか。採決に移っても大丈夫そうですか、もう少し。

ご質疑、ご意見ございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決をいたします。

議案第４号「令和８年（８月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第４号の審議が終了いたしましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（　　委員　入室）

◇

◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　議案第５号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入ります前に、本日の進め方について委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、農業振興課より説明をお願いします。

なお、本議題については、農業委員会等に関する法律第６条第１項に基づく所掌事務として処理するものでございます。

では、説明お願いいたします。

○農業振興課（野崎浩次君）　農業振興課の野崎と申します。よろしくお願いいたします。

議案第５号の「加須農業振興地域整備計画の変更について」、説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、市として特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画です。

農用地区域内の農地につきましては優良農地として確保、保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないこととなっております。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出のあった事業につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、市長が農業委員会へ当計画の変更に当たってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますが、各案件を担当から、これから説明させていただきます。その後、ご質疑、ご意見をお伺いしまして、各案件に対して意見を付すかどうかを決めていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（町田　彰君）　それでは、最初に農用地区域からの除外案件の事案番号１番について、担当から説明をお願いいたします。

○農業振興課（野崎浩次君）　引き続き説明をさせていただきます。

皆様には事前に資料として３種類、Ａ４横判の加須農業振興地域整備計画の変更について（４月受付分）、加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表、同じくＡ４横判の、位置図及び事業計画図、もう一部として加須農業振興地域の農業の振興に関する計画、そして本日

追加でお配りさせていただきました一枚の両面ですね、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称２７号計画）の策定についてということで、今お配りしております。これから、これにつきまして説明させていただきます。

まず総括表をご覧ください。

見方なんですけれども、まず、１枚めくっていただきまして、表の左、横から順に事案番号、農用地区域番号となっており、４列目からは該当する土地の所在地や地目、地積、事業計画面積と続きまして、その後に除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。そして表の一番右、備考欄に事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

今回、令和８年４月の申出のうち、農用地区域からの除外の案件につきましては、地域別では加須地域が２件、騎西地域が２件、北川辺地域が１件となっており、除外事由別では敷地拡張が３件、分家住宅が１件、農業用施設が１件となっております。

続きまして、今度は２枚目の位置図及び事業計画図をご覧ください。

こちらも順に見開きになっておりまして、左上に事業番号を記載しております。上の部分の図面が位置図です。下の部分が事業計画図ということになっております。

そして、次に、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画なんですけれども、こちらは農振法の施行規則第４条の５第１項第２７号に基づいて、加須市が策定しております計画となっております。

この計画ですが、土地改良事業をすると８年を経過しない間につきましては除外は原則できません。しかし、この２７号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地につきましては、除外できることとするものです。

除外を許容できる受益地、施設につきましては、今日追加でお配りしたＡ４横判両面印刷の資料をご確認ください。今回の議案第５号の総括表の中では、事案番号５の北川辺地域の農業用施設が、この２７号の案件となります。要は８年未経過ということです。

以上で説明を終わりにします。

それでは、これから資料の各自案ごとの説明をしますので、総括表と除外の位置図、事業計画図をご覧になりながらお聞きください。

○農業振興課（梓澤　寿君）　事案番号１番について説明します。

除外事由は宅地の敷地拡張で、除外が完了した場合は第１種農地になります。

申出地は父の所有地で、以前から汚水の排水ます及び上水道の取水設備があり、農地法に

違反していることが発覚したため申出することとなりました。

申出地は既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。残地は農地として活用する予定です。

事案番号１番の説明は以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

特によろしいでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

１番については、原案のとおり意見を付さないことに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、意見なしとすることに決定いたします。

次に、事案番号２番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（星﨑　快君）　事案番号２番について説明します。

除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第１種農地になります。

事業計画者は亡くなった夫の母と２人で暮らしておりますが、事業計画者自身が体調を崩し、介助を必要とすることがあるため、所有者である父の承諾を得て申出することとなりました。

申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。残地は農地として活用する予定です。

事案番号２番の説明は以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございます。

ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらばお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　よろしいですかね。

ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

２番については、原案のとおり意見を付さないこととすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、意見なしとすることに決定いたします。

次に、事案番号３番について、担当から説明をお願いします。

○騎西総合支所農政建設課（吉田和生君）　事案番号３番について説明します。

除外事由は資材置場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第１種農地になります。

事業計画者は土木業を営んでおります。今後事業を拡大するに当たり、配置する資材を増やすことから申出することとなりました。

申出地は既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

事案番号３番の説明は以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　よろしいですかね。

ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

３番については、原案のとおり意見を付さないこととすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、意見なしとすることに決定いたします。

次に、事案番号４番について、担当から説明をお願いします。

○騎西総合支所農政建設課（吉田和生君）　事案番号４番について説明します。

除外事由は資材置場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第２種農地になります。

事業計画者は製造加工業を営んでおります。現在、資材置場が工場敷地内の５か所に分散しており、通路の通行を妨げております。これらを１か所にまとめるため申出することとなりました。

申出地は既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

事案番号４番の説明は以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

４番については、原案のとおり意見を付さないことに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、意見なしとすることに決定いたします。

次に、事案番号５番について、担当から説明をお願いします。

○北川辺総合支所農政建設課（橋本和彦君）　事案番号５番について説明します。

除外事由は農業用施設で、除外が完了した場合は第１種農地になります。

事業計画者は認定農業者で、営農規模を拡大するに当たり、農業用倉庫を設置することから申出することとなりました。残地は農地として活用する予定です。

申出地は経営かんがい排水事業の事業完了後、８年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に農業の振興を図るための施設として掲載する予定です。

事案番号５番の説明は以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

５番について、原案のとおり意見を付さないこととすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、意見なしとすることに決定いたします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎報告事項

○会長（町田　彰君）　次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君）　それでは、報告第１号から第４号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の１３ページからをご参照ください。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について１６件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第２号、１８ページをご参照ください。「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について２件で、内容は資料のとおりです。

報告第３号、１９ページをご参照ください。「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について７件で、内容は資料のとおりです。

報告第４号、２０ページからをご参照ください。「農地法第１８条第６項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について１７件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○事務局（前田辰男君）　町田会長、議事の進行お疲れさまでした。

それでは、最後になりますが、夢川職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君）　どうも本日はお忙しい中、議員各位に長時間にわたる慎重審議いただきまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして、令和８年第８回加須市農業委員会総会を閉会いたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

閉会　午後　４時１５分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和　８年　８月２４日

会　　長　　町　田　　彰

署名委員　　内　田　　美　行

署名委員　　松　本　　昇